

新型コロナウイルス感染症患者を診療または受け入れるために

病床確保に関する補助

重点医療機関等における病床確保

詳細はこちら

●重点医療機関等への空床補償料を補助

重点医療機関・協力医療機関の場合、稼働病床の病床確保料【上限額】

- ア ICU 436,000円/床 (重点特定)
301,000円/床 (重点一般、協力)
- イ HCU 211,000円/床
- ウ 上記以外の病床 74,000円/床 (重点特定)
71,000円/床 (重点一般)
52,000円/床 (協力)

(「重点特定」…重点医療機関である特定機能病院等)

- * 休止病床の病床確保料は稼働病床と同額 (ただし療養病床の休止病床は16,000円/床)
- ※その他の医療機関の病床確保料は別単価

募集状況

申請受付中

照会先

感染症対策支援課
病院支援
第二グループ
06-4397-3248

設備整備等に関する補助

重点医療機関等における設備整備支援

詳細はこちら

●重点医療機関等が行う高度医療向け設備の整備を補助

【上限額 (主なもの)】

- ・超音波画像診断装置 11,000千円/台
- ・CT撮影装置等 66,000千円/台
- ・血液浄化装置 6,600千円/台 など

申請受付中

入院医療機関における設備整備支援

詳細はこちら

●入院医療機関の設備整備を補助

【上限額 (主なもの)】

- ・人工呼吸器及び付帯備品 5,000千円/台
- ・簡易陰圧装置 4,320千円/床
- ・簡易病室及び付帯備品 実費相当額 など

申請受付中

帰国者・接触者外来、診療・検査医療機関における設備整備支援

詳細はこちら

●帰国者・接触者外来、診療・検査医療機関等の設備整備を補助

【上限額 (主なもの)】

- ・HEPAフィルター付空気清浄機 905千円/施設
- ・HEPAフィルター付パーテーション 205千円/台
- ・個人防護具 3,600円/人
- ・簡易診療室及び付帯備品 実費相当額 など

申請受付中

感染症対策支援課
病院支援
第二グループ
06-4397-3253

新型コロナウイルス感染症患者を診療または受け入れるために

設備整備等に関する補助

救急・周産期・小児医療機関における設備整備支援

詳細はこちら

- 救急・周産期・小児医療機関の設備整備を補助

【上限額（主なもの）】

- ・簡易陰圧装置 4,320千円/床
- ・HEPAフィルター付空気清浄機 905千円/施設
- ・消毒経費 実費相当額 など

募集状況

申請受付中

照会先

感染症対策支援課
病院支援第二グループ
: 06-4397-3253

感染症検査機関等における設備整備支援

詳細はこちら

- 感染症検査機関等の設備整備**を補助

【上限額】

- ・次世代シークエンサー
- ・リアルタイムPCR装置 など

⇒それぞれ知事が認めた実費相当額

※対象医療機関に新型コロナ患者の受入要件なし

申請受付中

感染症対策企画課
感染症・検査グループ
: 06-4397-3204

外国人患者受入医療機関における設備整備支援

- 府内外国人患者受入れ拠点医療機関等が新型コロナウイルス感染症の外国人患者を受入れるために必要な設備整備に関する費用を補助

【上限額】

- 1,083千円/施設
- 1,512千円/施設（感染症指定医療機関）

申請受付終了

保健医療企画課
企画調整グループ
: 06-6944-6027

入院医療機関における外国人患者の受入れ体制確保

- 府内外国人患者受入れ拠点医療機関等で新型コロナウイルス感染症患者等の入院を受入れる医療機関に対し、外国人患者の受入れ体制確保に必要な費用を補助

【上限額】 10,000千円

申請受付終了

照会先

募集状況

申請受付中

運用中

申請受付中

申請受付中

申請受付中

感染症対策支援課
人的支援・重症C
運用グループ
06-4397-3508

感染症対策支援課
病院支援
第二グループ
06-4397-3248

重症患者を診療する
医療従事者派遣体制の確保

詳細はこちら

- 重症患者受入医療機関に対し、必要な医療従事者を派遣する医療機関に対して補助

医療従事者の確保支援

詳細はこちら

- 受入医療機関等と医療人材のマッチング支援(医療人材紹介サイトの無償提供)

特殊勤務手当の支給補助

詳細はこちら

- 感染症入院患者に直接接する治療等を行う医療従事者への特殊勤務手当を支給する医療機関に対する補助

地域医療提供体制の確保

詳細はこちら

- 新型コロナウイルス感染により休業・診療縮小を余儀なくされた医療機関等への医師等派遣に対する補助

休業となった医療機関等
に対する継続・再開支援

詳細はこちら

- 空気清浄機の購入費及び院内消毒経費を補助
- ※対象医療機関等に新型コロナ患者の受入要件なし

人的支援等
に関する補助

人的支援補助

診療の
継続・再開
に関する補助

診療または受け入れるために
新型コロナウイルス感染症患者を

コロナ下での診療の継続を
確保するために

医療従事者の皆様が安心して働けるように

物的支援

必要物資の確保・配布

詳細はこちら

- **マスク,ガウン,フェイスシールド,手袋**等の優先配布

※都道府県が選定した医療機関 + G-MISにより要請のあった医療機関

募集状況

必要性や緊急性に応じて配布

照会先

感染症対策企画課
個別事象対応G物資担当
06-4397-3249

宿泊施設の借上げ補助

医療機関における
宿泊施設借上費用の補助

詳細はこちら

- 医療機関が医療従事者のために借り上げたホテルや住居等の借上げ費用等の補助

※対象医療機関には一定の要件あり

3ヶ月毎申請受付中

※各月分締切は前月20日まで

感染症対策支援課
病院支援第一グループ
06-4397-3243

助け合い基金による
医療従事者支援

新型コロナウイルス
助け合い基金

詳細はこちら

- 新型コロナウイルス感染症に関する医療及び療養に従事される医療従事者等を支援するための基金

※対象医療機関には一定の要件あり

寄付申込受付中

感染症対策支援課
病院支援第一グループ
06-6941-0351
(内線4678、4666)

◆新型コロナ緊急包括支援事業に関するお問い合わせ◆

新型コロナ緊急包括支援交付金コールセンター

電話番号：0120-786-577 (受付時間は平日9:30~18:00 土日祝を除く)

新型コロナ患者受入れ医療機関等の支援に関する総合相談ダイヤル

電話番号 0120-024-700 (受付時間は平日9:30~18:00 土日祝を除く)

新型コロナウイルス感染症患者等のさらなる対応強化に向けて

病床ひっ迫改善の為の支援

GWにコロナ対応を行った医療機関に対する支援

詳細はこちら

- GW（4/29～5/5）に、新型コロナウイルスを受け入れた医療機関に対して、協力金を支給

新規入院受入患者1人あたり200千円
(1回限り)

募集状況

申請受付終了

透析治療に対応できる医療機関に対する支援

詳細はこちら

- 医療非常事態宣言下において、透析治療を必要とする新型コロナウイルスを受け入れた医療機関に対して補助金を支給

※酸素投与が可能な医療機関に限る

受入患者1人あたり200千円

申請受付終了

自宅療養者へ往診等を行う医療機関等に対する支援

詳細はこちら

- 自宅等で療養している新型コロナウイルス患者へ往診等を行った医療機関等に対して協力金を支給

往診1回につき、15,100円
訪問看護1回につき、8,280円

※自宅療養者1名あたり往診は**4回が**上限
訪問看護は**10回が**上限

申請受付中

※各月分締切は翌月末まで

退院基準到達患者を受け入れる医療機関に対する支援

詳細はこちら

- 退院基準を満たしているものの引き続き入院継続が必要な患者を受け入れる医療機関に対して協力金を支給

人工呼吸器を挿管した状態のまま受け入れた場合、患者1人あたり400千円
それ以外の場合、**患者1人あたり200千円**

申請受付終了

照会先

感染症対策支援課
病院支援第一グループ
06-4397-3243
06-4397-3539

今後の感染拡大に備えるために

医療機能分化に推進

中等症・重症一体型病院への支援

詳細はこちら

- 中等症・重症患者への一体的な診療を行う「中等症・重症一体型病院」として府に登録する医療機関に対し協力金を支給

1医療機関あたり上限**30,000千円**
(1回限り)

募集状況

申請受付中

照会先

感染症対策支援課
病院支援第一グループ
06-4397-3243
06-4397-3539

既存病室の個室化整備に対する補助

詳細はこちら

- 新型コロナ患者等の入院医療を提供する医療機関において、必要な病床及び医療資器材等の整備に係る経費を補助

個室化する病床が
重症 : **1床あたり上限25,000千円**
軽症中等症 : **1床あたり上限10,000千円**

申請受付終了

感染症対策支援課
病院支援第二グループ
06-4397-3253

感染者急増時に備えた更なる病床確保支援

医師のスキルアップ支援

- 新型コロナ患者への治療経験が少ない医療機関を支援するため、「大阪府新型コロナ治療サポートチーム」を設置

運用中

感染症対策支援課
入院療養支援グループ
06-4397-3543

重症対応看護師の拡充に向けた看護師研修

- 新型コロナ感染症重症患者に対応できる看護師の育成支援のため、重症患者への看護や人工呼吸器の取扱いについての座学研修及び大阪コロナ重症センターを活用した実地研修を実施

座学研修
募集受付終了

実地研修
募集受付終了

感染症対策支援課
人的支援・重症C
運用グループ
06-4397-3508

新型コロナウイルス感染症患者等のさらなる対応強化に向けて

転院・退院支援の強化

転退院調整支援システム参画医療機関への支援金事業

詳細はこちら

- 退院基準到達患者を受け入れる医療機関のうち、転退院調整支援システムに参画する医療機関に対して補助金を支給

1医療機関につき、上限**1,000千円**
(1回限り)

募集状況

申請受付中

照会先

システムに関する照会
入院療養支援グループ
06-4397-3543
支援金事業に関する照会
病院支援第一グループ
06-4397-3243

入院患者待機ステーションの設置にかかる支援

協力医療機関への協力金支給

詳細はこちら

- 病院の敷地内等に設置した患者の一時待機場所の運営に協力した医療機関に対して協力金を支給。

医師が定期的に巡回し患者の容態を把握するとともに、急変時に対応可能な体制を整えている場合
10,000千円

医師が患者急変時に対応可能な体制を整えている場合
5,000千円

申請受付中

医療対策課
救急・災害医療グループ
06-6944-9168

宿泊療養、自宅療養者・入院調整中患者における対応の充実・強化

宿泊療養施設連携型病院への協力金事業

詳細はこちら

- 宿泊療養施設にて症状が悪化した際に、「宿泊療養施設連携型病院」として患者を搬送して受け入れる医療機関に対して協力金を支給

患者搬送受入**1回**につき、**200千円**

申請受付中

感染症対策支援課
病院支援第一グループ
06-4397-3243
06-4397-3539

抗体治療外来診療病院に対する補助

投薬後健康管理体制確保補助金

詳細はこちら

- 中和抗体薬の投与を受けた患者に対し、投与後の健康管理体制の確保等を行うため対象医療機関へ補助金を交付する。

外来で中和抗体薬を投与した受入医療機関
患者数月間**30人以上100人未満**の月は、**2,500千円**
患者数月間**100人以上**の月は、**5,000千円**

バックアップ病院として業務を行った医療機関
1月あたりの交付額**1,200千円**

申請受付中

感染症対策支援課
病院支援第一グループ
06-4397-3243
06-4397-3539

照会先

新型コロナウイルス感染症に対応する医療機関への支援

診療報酬の特例的な対応

詳細はこちら

<新型コロナウイルス感染症患者について>

- 中等症患者のうち呼吸不全を有しない中等症Ⅰは、**3倍相当(2,850点)**を算定。
- 呼吸不全状態となる中等症Ⅱ以上の新型コロナウイルス感染症患者の診療については、救急医療管理加算の**5倍相当(4,750点)**を算定。
- 療養病床に新型コロナ患者を受け入れた場合、一般病床とみなし、一般病床入院基本料のうち特別入院基本料の算定が可能

<回復患者について>

- 新型コロナウイルス感染症から回復した後、引き続き入院管理が必要な患者を受け入れた医療機関については、
- ・二類感染患者入院診療加算**750点**を算定
- ・救急医療管理加算**950点**を算定

- ・令和2年5月26日～適用中
- ・令和2年9月15日～適用中
- ・令和3年1月13日～適用中
- ・令和2年12月15日～適用中
- ・令和3年1月22日～適用中

厚生労働省
近畿厚生局
指導監査課
: 06-7663-7665

医療資格者の
労災給付の上乗せ支援
詳細はこちら

- 勤務する医療資格者が感染した際に労災給付の上乗せ補償を行う民間保険に加入した場合に、保険料の一部を補助。

申請受付中
※申請締切は
令和4年2月26日まで

新型コロナ患者の受入病床と人員確保のための緊急支援

医療従事者支援に向けた受入病院に対する支援

詳細はこちら

- 新型コロナ受入医療機関に対し、医療従事者に対する手当支給や感染防止対策経費を支援。

病床1床につき、

- ①重症病床15,000千円、
- ②軽症・中等症病床4,500千円、
- ③協力医療機関の疑い患者病床4,500千円

※①②については、緊急事態宣言が発令された都道府県において、12月25日から9月30日までに新たに割り当てられた即応病床に対してさらに4,500千円の加算あり

申請受付終了

厚生労働省
医療提供体制支援
補助金コールセンター
: 0120-336-933

新型コロナウイルス感染拡大防止継続支援

保険医療機関、保険薬局、指定訪問看護事業者、助産所における感染拡大防止等の支援

詳細はこちら

- 感染拡大防止対策に要する費用に対し支援
上限額は以下の区分ごとに、それぞれ定める額

病院:100千円
有床診療所:100千円
無床診療所:80千円
薬局・訪問看護ST・助産所:60千円

※令和3年10月1日から令和3年12月31日までに要する費用が対象

申請受付中
※申請期限は
1月31日まで